

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	蔡 雯嫻
論文題目	債権譲渡競合の場合の優劣基準に関する比較法的考察		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、第1章「はじめに」で示すように、債権が多重に譲渡された場合に、両立しえない関係に立つ複数譲受人の優劣をどのような基準で決めるかについて、共通参照枠草案 (DCFR) ・日本法・台湾法・中国法を素材として、①機能面、②政策面、③体系面から分析を行うことで、各立法例の特徴を確認した後、中国における債権譲渡制度のあり方を提言するものである。</p> <p>第2章「DCFRが提案する債権譲渡法制」では、債権譲渡に関するヨーロッパ諸国の概況を「早い者勝ち型」「対抗要件型」「形式主義型」と分けて整理したうえで、国際ファクタリングに関するユニドロワ条約 (UCIF)、国連国際債権譲渡条約 (UN条約)、ユニドロワ国際商事契約原則 (PICC)、ヨーロッパ契約法原則 (PECL等) が提案した債権譲渡の優劣基準を紹介した後に、DCFR第Ⅲ編の債権譲渡の一般規則と第Ⅸ編の担保目的の債権譲渡の特則を考察する。そして、DCFR第Ⅲ編は、イングランド法のDeale v. Hallルールに類似する譲渡通知を権利の外観とする債権の善意取得類似の仕組みを採用しており、第二譲受人の善意も要求していること、他方、DCFR第Ⅸ編は債権につき登記 (預金債権につきコントロール) を対抗要件とすること、このように、第Ⅲ編と第Ⅸ編の規定は異なり、かつ、第Ⅸ編が優先的に適用される二元的仕組みになっていることを示す。</p> <p>第3章「日本における債権譲渡競合の規律」では、日本法の債権譲渡に関する現状を概観したうえで、二重譲渡の優劣基準をめぐる判例の変遷および学説の展開を追跡する。最後に、債権法改正における各提案と審議状況を分析する。そして、日本では機能性よりもむしろ対抗要件具備上の手間とコストが重視されることに特徴があり、同時に多重な効果を兼ねる承諾 (特に譲渡前の包括的承諾) に対する実務界の執着が登記一元化案不採用の要因の1つであることを指摘する。</p> <p>第4章「台湾における債権譲渡競合の規律」では、台湾法の判例・裁判例の分析を踏まえ、裁判所が「債権譲渡と差押え」・「債権譲渡と債権質」の競合問題につき債権者に対する権利行使要件の「譲渡通知」で優劣を判断していることを示す。そして、台湾の解釈論は継受したドイツ法と日本法の理論面・体系面での衝突を消化できなかったために、現在の状況に至ったことを指摘する。続いて、2016年に公表された「企業資産担保法草案」を紹介し、同草案はUCCやDCFR第Ⅸ編に倣い機能的な担保権概念である「企業資産担保権」を創設していること、全面的に対抗要件主義を導入することにより、制度間の整合性の問題が解消されること等を指摘する。</p> <p>第5章「中国における債権譲渡競合の場合の優劣基準」では、債権譲渡 (「早い者勝ち型」) と売掛債権質 (「登記発効型」) が峻別されていることに加え、売掛債権譲渡の一種である遡求権付ファクタリング「保理」 (「登記対抗型」) が融資目的の債権譲渡担保として汎用されているという中国の法状況を分析する。そして、売掛債</p>			

権質につき形式主義が採られた理由として、登記を行政的管理の観点から成立要件とする実務慣行が定着していたこと、UCC継受上の誤解があったこと、債権質権は担保物権であり、排他的な物権的効力を有する点で債権譲渡と異なることを示す。さらに、第5回民法典編纂における草案1審稿・2審稿では、売掛債権質につき「登記発効型」が維持される一方、債権譲渡につき対抗要件主義かつ登記優先ルールを導入が予定されていることを指摘する。

第6章「債権譲渡競合の優劣決定メカニズム——分析と検討」では、第5章までの分析をもとに、立法例の集中する「早い者勝ち型」・「通知（承諾）対抗型」・「登記対抗型」をめぐる総括的な分析と検討を行い、次の点を指摘する。第一に、機能面（優劣決定機能・公示機能・債務者保護機能）からは、「早い者勝ち型」が最も劣っており、「登記対抗型」が最も優れているが、各国法制には、「登記対抗型」を取り入れる傾向が見られるものの、それと逆方向の「早い者勝ち型」を取り入れる傾向もある。債権譲渡の優劣基準の選択につき、各国の立法者が目を向ける重点は一致しているわけではない。政策面・体系面を視野に入れたとき、フランス法は公示機能よりも方式の簡便性を重視すること、日本法は登記一元化を見送るほど承諾の利便性に対する執着があること、DCFR第Ⅲ編は動産善意取得に類似する債権譲渡の優劣基準を立てていること、台湾法はコストより登記の機能性を重視することに、それぞれの特徴を有する。こうした各法制を機能面・政策面・体系面から精査したとき、中国の債権譲渡法制では、登記対抗型を採用するのが望ましい。第二に、債権譲渡と債権質を峻別する沿革上・理論上の理由は、今日では成り立たない。債権譲渡と債権質の性質上の共通性を考慮に入れた債権譲渡と債権質を統一する規則の創設が望ましい。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、債権の多重譲渡における譲受人相互間の優劣を決定するための法的枠組みについて、比較法の視点からの分析をもとに複数の基本モデルを構築するとともに、その成果を踏まえて、民法典の制定に向けた作業が佳境を迎えている中国にとって適切なモデルを提示するものである。

本論文は、とりわけ、以下の点において、優れた学問的価値を有する。

第一は、本論文が、ヨーロッパ私法共通参照枠草案 (DCFR)、統一商事法典 (UC C) ほかの法制度を精査し、比較する中で、それぞれの法制度の特徴を細密に描き出すとともに、債権の多重譲渡における優劣決定の枠組みを「早い者勝ち型」・「登記対抗型」・「通知対抗型」・「形式主義型」の基本モデルへと整理し、それぞれのモデルと修正モデルの特徴を、第三者保護法理とも関連づけながら、機能面・政策面・体系面から具体的に提示したことである。各国法を並列するだけの平板な法比較ではなく、法の果たす機能、法が実現しようとする政策、法全体の体系的関連に踏み込んだ比較法の基本に忠実な研究であり、わが国の債権法学に対して新たな視座を与える学問的価値の高い優れた内容となっている。

第二は、本論文が、現代中国にとって、債権譲渡法制を考えるうえで、非常に高い学問的価値を有するものとなっていることである。本論文は、債権の多重譲渡における優劣決定の枠組みを中心に、中国における債権譲渡法制を、現代中国以前の時代から今日に至るまで、日本法及び台湾法の継受の過程も取り込んで、史料に忠実に整理するとともに、比較法分析の成果として析出した基本モデルと対照することで、現代中国の複雑な債権譲渡法制の全容を機能面・政策面・体系面から解き明かし、さらに、具体的な立法提案にもつなげる優れた研究となっている。

もともと、著者は、本論文での分析と検討を踏まえ、立法論として、債権譲渡・債権質・債権譲渡担保に共通の統一的な優劣決定モデルを採用すべきであるとし、また、中国にとってはそうした統一モデルとして「登記型」が望ましいというが、真正の債権譲渡と債権質・債権譲渡担保についてモデルを統一しなければならないのか、「登記型」と一口にいても登記・登録のシステムは各種各様であり、この多様性の精査なしに立法提案はできないのではないかという疑問が残る。しかし、これらに対する解答の手がかりは、本論文の比較法分析の中で示されており、本研究をもとに、より高次の研究へと進むことが期待できる。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和2年2月4日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降